

## IV 答申書

### 1 鉄 道

○国土交通省告示第352号（3月19日）

国 運 審 第 1 3 号  
平 成 1 9 年 3 月 8 日

国土交通大臣 冬 柴 鐵 三 殿

運輸審議会会長 榊 誠

答 申 書

株式会社舞浜リゾートラインからの鉄道の  
旅客運賃の上限変更認可申請について

平 1 9 第 4 0 0 1 号

平成19年2月13日付け国鉄業第62号をもって諮問された上記の事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

株式会社舞浜リゾートラインの申請に係る鉄道の旅客運賃の変更については、次の額を上限として認可することが適当である。

1. 普通旅客運賃 250円（均一制）
2. 定期旅客運賃（1か月）
  - （1）通勤定期 7,500円（均一制）
  - （2）通学定期 4,500円（均一制）

## 理 由

申請者は、リゾートゲートウェイ・ステーション～リゾートゲートウェイ・ステーション間（平成13年7月27日から5.0キロメートル（環状運転・反時計回り）について運輸営業を開始）の鉄道を経営しており、旅客運賃は、開業時に設定されたまま今日に至っている。

しかし、鉄道利用者が当初の見込みを下回り、営業収入が予測された額を大きく下回ったことに加え、鉄道施設建設の巨額の初期投資額とそれによる固定資産の減価償却費や支払利息等の資本費が大きいため、すでに債務超過状況になっており、平成18年度決算においても引き続き財務状況が悪化する見通しとなっている。さらに、今後、利用者サービス向上や安全・安定輸送のための設備投資も必要となってきた。

こうした状況を踏まえ、旅客運賃を改定することにより、鉄道事業の経営の健全化を図り、より安全で快適な輸送サービスを提供したいとして、この申請に及んだものである。

当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果、平年度である平成19年度から平成21年度までの3年間の運賃算定の基礎となるべき適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）及びこれに基づく収支状況の見通しは、次のとおりである。

適正な総括原価は、12,867百万円と推定され、現行運賃を維持した場合の総収入は、合計10,550百万円と推定されるので、差引き2,317百万円の不足を生ずる

ものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃を主文のとおり改定すれば、適正な総括原価は、12,851 百万円と推定され、総収入は、12,841 百万円と推定されるので、運賃改定後において、差引き 10 百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

以上のように、総収入が適正な総括原価を超えるものではないので、この申請は、鉄道事業法第 16 条第 2 項に掲げる基準に適合するものと認める。